

# 年金あらかると

Q&A 9

**Q** 私は五十六歳で会社を定年退職しました。退職後の私と妻(専業主婦・五十二歳)は国民年金への加入が必要でしょうか。なお、私は厚生年金に三十五年加入していました。

**A** 六十歳前に退職した場合、あなたは国民年金の第二号被保険者から、奥さんは第三号被保険者から、それぞれ第一号被保険者へ種別変更になります。したがって、六十歳まで国民年金の保険料を納めていただくこととなります。

## 公的年金の基礎は 国民年金です

昭和六十一年三月までの国民年金制度では、厚生年金を二十年以上(四十歳以降に加入した場合は十五年以上)かけていると、夫婦ともに国民年金には任意加入でよい、ということになっていました。

六十一年四月からスタートした新しい年金制度では、日本に住んでいる二十歳から六十歳までのすべての人に国民年金への加入が義務付けられました。サラリーマンの人は、厚生年金とともに国民年金にも加入していると考えればよいでしょう。

### 60歳前の国民年金への加入

	改正前	改正後
厚生年金期間が20年以上ある夫婦	任意加入	強制加入
老齢年金受給者	任意加入	強制加入
遺族年金の受給者	任意加入	強制加入
障害年金を受給している夫婦	任意加入 強制加入	強制加入

そして、原則として六十五歳から、加入者全員に共通の基礎年金が支給されます。サラリーマンや公務員など(第二号被保険者)には、厚生年金や共済年金の加入期間に見合った「被用者年金」が、自営業者など(第一号被保険者)には国民年金基金への加入期間に見合った額が、それぞれ上乗せされて支給になります。つまり公的年金の支給は、「基礎年金」と「被用者年金」か「国民年金基金」との二階建

て「構造になっているのです。あなたの場合、在職中は厚生年金とともに国民年金にも同時に加入していたことになるのです。また、あなたの扶養になっていた奥さんの保険料は、あなたの加入していた厚生年金保険で賄われていました。

## 60歳までは 加入が必要

しかし、退職したこと二人とも第一号被保険者となりまして、六十歳まで国民年金の保険料を自分で納めていただくこととなります。ただし、厚生年金や共済年金を六十歳前にかけている場合は任意加入です。

昨年、取材に応じていただきました市民の皆さん、ありがとうございました。今年も取材に伺いますので、その節はよろしく願います。下手な文章ですが、一人でも多くの人に読んでもらえるようにと無い知恵を絞って頑張ります。(和田)

## 担当者 新年のひびき...

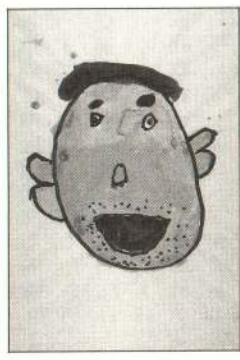
広報を読めばその街がどんな街かが分かるといわれます。市民と行政とのつながりが一目瞭然というわけです。広報「おおだて」で大館市を見られてと思うと汗がにじんできますが、大館の体温を紙面に表せるように足と頭を働かせます。(阿部)

## ちびっ子ギャラリィ おとうさん

### 矢立保育所



わかさ ゆうすけくん  
いろんなところへつれていってくれるの。



ふくし しんやくん  
おゆうぎかいてビデオをとってくれたんだ。



つしま としかずくん  
おつきなコイをいっしょにつかまえたんだ。